

事業者対話 概要

No.	参照文書・ページ	質問内容	回答
1	実施方針 P.2	残渣について、保管方法やスペースを特別設ける必要は無いと考えて良いか。	市が委託する業者が回収に来るまでの間、保管するスペースが必要です。
2	実施方針 P.4	(イ) 開業準備及び維持管理・運営に係るもの 事業者が実施する開業準備及び維持管理運営に係る対価について、…支払いは年4回行うこととし、物価変動等を勘案して年1回検討を行う。と記載されていますが、修繕に伴う材料費（原材料価格）および人件費（人工）については高騰傾向が続いており、15年先まで見えない状況となっております。材料費および人件費の高騰に伴う修繕費用の増加は改定検討を行うものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針 P.7	優先交渉権者の決定後（9月上旬）、事業契約締結前(12月中旬)に貴市と協議(基本設計含む)・申請関係を進めてもよろしいですか。	協議等は可能ですが、事業契約締結までは市教育総務課を通してヒアリングや協議申し入れを行ってください。また、申請は不可です。なお、市の各窓口への事前相談や事前確認は優先交渉権者決定前であっても可能です。市以外の窓口へ事前相談や事前確認を行う場合はあらかじめ市教育総務課にお知らせください。
4	実施方針 P.14	地域経済への配慮について、市内企業の参画数や市内企業への発注額等、数字に基づいて機械的に得点が決まる配点方式ではなく、参画形態や取組内容等に応じて決まる方式をご検討頂けますようお願い致します。	ご意見を承りました。
5	実施方針 P.17	提案時の基準金利の設定に関しましては、市の基本計画策定時（遅くとも入札価格策定時）と同一の金利としていただけませんか。基本計画では、割賦利息相当額および起債利息の実施金額から想定される金利と現状の金利水準が乖離していると想定され、イコールフットingの観点から起債利息計算時と同様の金利の採用をお願いします。 日銀も更なる利上げを行う可能性も高く、利上げが行われた場合、入札コストにおける割賦金利負担が大きく上昇する可能性も高く、入札コストに大きく影響致します。例えば10億円の割賦支払（サービス購入料B）と仮定し、基本計画策定時と提案時の基準金利の差が0.5%上昇した場合は、割賦金利で約40百万円の入札金額の上昇となります。	「イコールフットing」はP F I の導入の是非を検討する際に、V F Mの計算条件に関して従来型発注とP F I それぞれの事業条件を揃えるものであり、このタイミングでは関係のない事柄であると認識します。 また、提案時の基準金利から金利が上昇する可能性はありますが、当該金利は全社共通に明示的に設定されるので競争条件に対する影響は無視できるという理解です。 金利上昇の影響で、予定価格が過小に設定されるおそれは理解します。施設整備期間中の物価上昇等に対する余裕を見込んで長期債務負担行為額を設定した他市の事例も参考に対応策を準備する考えです。予定価格の設定に用いた金利は現状と大差のない値ですが、今後募集公告までに利上げがある場合は、ご意見を踏まえ検討します。また、基準金利設定の時点を変更することに関しても検討します。
6	要求水準書（案）P.8	令和6年12月24日、あべ俊子文部科学大臣記者会見において、中学校の35人学級を令和8年度から段階的にすすめ、令和10年度には完了することが示されました。要求水準書P8 配送対象校の配缶学級数は、すべての学級が35人以下になった場合を見込んだ学級数であると考えてよろしいでしょうか。	見込んでいない学級数です。令和10年度に中学校35人学級が完了した場合の試算結果について、要求水準書の修正したものを参照ください。
7	要求水準書（案）P.11	敷地内への車両出入口について、現センター解体後に敷地内東側から入れるよう通路を設けることとあります。北側道路からの車両出入りはあくまで現センター解体撤去までの期間のみの利用とし、解体撤去後の北側道路の利用は不可との理解で宜しいですか。	解体撤去後の車両出入りの主動線は東側道路としてください。北側道路からの管理用車両の出入りや非常時対応の出入りなどまでを100%禁止するものではありません。
8	要求水準書（案）P.11	敷地は、標高H=33.200以上の高さを基準面とするように盛土造成することとありますが、盛土造成に必要な土砂は購入土を想定していますか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書（案）P.14	水利組合に対して各種負担金が発生する場合は、すべて市の負担と考えて宜しいでしょうか。事業者負担の場合は負担金の内容と金額をご教示ください。 （例：浄化槽からの放流負担金、横断する為の占有負担金）	ご理解のとおりです。

No.	参照文書・ページ	質問内容	回答
10	要求水準書（案）P.14	水質基準について、排水の放流先水質基準は、埼玉県生活環境保全条例で定める指定排水施設を設置している事業場の排水基準※でよろしいでしょうか。放流先の水路で水路組合の独自排水基準がありましたら、ご教示ください。 該当する排水基準※ ・B O D 2 5（日間平均2 0）m g／L以下 ・S S 6 0（日間平均5 0）m g／L以下 ・P H 5．8～8．6 ・n-Hex 動植物油脂 3 0 m g／L以下 ・大腸菌群数 日間平均3 0 0 0 個／cm³ ・窒素 1 2 0（日間平均6 0）m g／L以下 ・りん 1 6（日間平均 8）m g／L以下	ご理解のとおりです。 ただし、大里用水土地改良区HPに掲載の書類（施設使用承認申請書）には以下の記載があります。「汚水の水質については、B O D 2 0 mg/L 以下とする。」
11	要求水準書（案）P.14	北側市道整備について、「(イ)「北側市道整備」のaの東側道路から・・・」とありますが、工事施工中は東側道路から全てのものが搬入・搬出される事となるため、沿道の住民の皆様方へのピーアールの状況また反応はどのようなものかお伺いいたします。	令和5年度に整備基本計画（案）に関しての説明会を実施しましたが、工事に特化した地元説明会等は未実施です。整備基本計画（案）説明会では、農家の方から農道として使用しているため道が崩れること、抜け道として使用されるといった懸念から南側道路は使用しないでほしいとの意見がありました。その他、近隣住民から工事に関する意見は寄せられていません。
12	要求水準書（案）P.14	現センターの北側道路部分の水路について、工事期間中水路の中に仮パイプ等を入れ、水を流せるようにしたうえで、水路を埋め道路を拡幅し、敷き鉄板等で養生しながら仮設道として使用可能かどうか基本設計完了後の事前協議からの判断になるのか、または仮設工事は別に検討していただけるのかお伺いいたします。	付け替え箇所より下流の水路は市の管理となる予定です。事前の質問等があれば、市担当課にご連絡ください。また、優先交渉権者決定後、担当課と事前協議を開始することが可能です。なお、No.3の回答も参照してください。
13	要求水準書（案）P.14	工事用仮設道の入り口部について、大型重機等の搬入・搬出に当たり、大型車両が曲がり切れない場合、入り口部の隅切りを拡大するため、東側道路と北側道路の交差点部の現センター側の角にある電柱の早期移設をお願いすることになりますが、この場合も基本設計完了後の事前協議からの判断になるのか、または上記と同じように別に検討していただけるのかお伺いいたします。	優先交渉権者決定後、事前協議を開始することが可能です。なお、No.3の回答も参照してください。
14	要求水準書（案）P.14	第1工区及び第2工区の工事完了後に、北側道路（市道）の利用想定で何かお考えがあればご教示下さい。	解体撤去後の車両出入りの主動線は東側道路としてください。北側道路からの管理用車両の出入りや非常時対応の出入りなどまでを100%禁止するものではありません。
15	要求水準書（案）P.15, 18	荷受室、配送前室、回収前室等の開口部について、「砂塵等の侵入を防止するため～」とあります。北西風の影響についてご教示お願い致します。 ① 現地（現センター含む）での北西風の影響がどのくらいありますか。 影響が大きい場合の新センター整備に対しての市の考え方をご教授ください。	現センターは北西側に大きな開口部はなく、北側に建物（倉庫）があるため北西風の影響はほとんどありませんが、第1工区は北西側に建物がなく風の影響を受けますので、砂塵等の対策が必要ではないかと考えています。
16	要求水準書（案）P.16	検収・下処理ゾーンについて、(ク) 米庫 b について3日分の貯米スペースを確保とございますが、米タンクへ投入分とは別に3日分の米を貯米するスペースを確保すると考えてよろしいでしょうか。	埼玉県学校給食会に確認したところ、現状給食施設への精米の納品は週1回となっており、現時点では頻度を増やす予定はないとのことですので、米庫については5日分の貯米スペースを確保に変更しますので、要求水準書の修正したものを参照ください。
17	要求水準書（案）P.17	手作り準備室は肉魚下処理と合わせた面積（100m²以上）の認識でよろしいでしょうか。（理由は、手作りの準備は下処理室でも行うため）	ご理解のとおりです。

No.	参照文書・ページ	質問内容	回答
18	要求水準書（案）P.17	調理ゾーンについて、（ヌ）炊飯室 c について炊き込みご飯は加工調理済み具材を使用とございますが、市販の炊き込み用のレトルト具材という認識で宜しいでしょうか。また、具材の保管場所及び受け渡しルートのご指定はございますか。	市販の炊き込みタイプのレトルト具材という認識でよろしいです。具材の保管場所及び受け渡しルートの指定はありません。
19	要求水準書（案）P.17	手作り準備室が非汚染作業区域になっていますが、生肉等を扱うことから、より衛生的するため、汚染作業区域とすることは事業者提案として認めていただけるでしょうか。	手作り準備室はコーナーとすることを可とし、肉魚下処理室と合わせた面積を100m2以上とします。また手作り準備室について汚染作業区域扱いとして、肉魚下処理室と合わせた名称を「肉魚下処理室・手作り準備室」と変更しますので、要求水準書の修正したものを参照ください。
20	要求水準書（案）P.19	災害用備蓄庫は10m2程度とございますが、この中に食材は保管しないとの認識でよろしいでしょうか。仮に「10m2程度」が誤りで、食材を保管する場合、災害用であるため、外部からの取り出しは必須となることが想定できますが、調理場側からも取り出しが行える設えとする方がよろしいでしょうか。	備蓄用食材（救給カレーやアルファ化米を想定）を保管します。平常時にも訓練を兼ねて備蓄食材を給食で提供することも想定していますので、調理場からも取り出せることが好ましいです。なお、10m2の記載は削除します。
21	要求水準書（案）P.19	「災害用備蓄倉庫」には炊き出し用の移動式煮炊き釜を1台整備、「揚物・焼物・蒸し物調理室」には災害時の炊出し調理が行えるようガス釜とするとあります。 ①災害時においてそれぞれの釜の用途の違いをご教示ください。 ②炊き出しの対象者は地域の住民の方でしょうか。 ③1日に何食提供する想定でしょうか。 ④非常食とアルファ化米13,000食ずつを備蓄とありますが、炊き出し用の移動式煮炊き釜やガス釜での調理を想定されていますでしょうか。	①移動式煮炊き釜は給食センター駐車場や避難所等に持ち出して使用することを想定し、ガス釜は煮炊き調理室の回転釜が使用できない場合において使用することを想定しています。 ②ご理解のとおりです。 ③災害の種類や規模、市からの要請によります。 ④災害時には使用する想定もありますが、通常給食で出す場合は、煮炊き調理室の回転釜も使用します。
22	要求水準書（案）P.20	（ツ）見学通路の削除を提案します。（チ）研修室にて十分食育活動等は対応できると思料します。また、昨今の見学利用頻度を踏まえると、ICT技術を活用することで対応できると考えられ、費用の削減、VFM向上に繋がる施策となります。	（チ）研修室と（ツ）見学通路、それぞれの見学人数を50名程度とし、要求水準書を変更しますので、該当箇所を確認ください。
23	要求水準書（案）P.28	事前調査業務について、優先交渉権者の決定後（9月上旬）、事業契約締結前(12月中旬)に調査を開始してよろしいですか。	測量や地盤調査等の調査は不可です。打合せや協議に関してはNo.3のとおりです。
24	要求水準書（案）P.33	質疑回答にて角形食缶（ご飯用）については事業者の提案に委ねるとの回答をいただきましたが、選定の参考とするため要求水準書に提示されているご飯用食缶の品番、若しくは掲載されているカタログのメーカーをご教示いただけますでしょうか。	食缶については仕様書に記載のものと類似のもので構いません。
25	要求水準書（案）P.37	解体工事について、新築工事に支障がない範囲で、既存センターの基礎を残置可能と考えて宜しいでしょうか。	不可です。
26	要求水準書（案）P.44, 46, 47, 48	各種点検報告書についてですが、全て電子データ化し事業期間終了時まで保管する。と記載されておりますが、データ保存の指定はございますでしょうか。	WORD, EXCEL, PDFで保存してください。
27	要求水準書（案）P.49	イ 給食エリアの定期清掃 (イ) b 照度測定を半年に1回以上測定し、作業に必要な照度が得られていることを確認すると記載されていますが、測定場所や測定ポイント数はございますか。	指定はありません。

No.	参照文書・ページ	質問内容	回答
28	要求水準書（案）P.49	イ 給食エリアの定期清掃 (ウ)受水槽は定期点検のほか、学校の長期休業期間中に1回ずつ年3回、受水槽の水抜きおよび清掃を実施すると記載されておりますが、法令では1年以内ごとに1回の実施となりますが、年3回実施するのでしょうか。	原案のとおりとします。
29	要求水準書（案）P.57	炊飯業務について、（イ）について麦や発芽玄米は洗米及び浸漬が不要のものと判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお浸漬方法は事業者の提案に委ねます。
30	要求水準書（案）P.57	混ぜご飯及び炊き込みご飯には加工調理済みの具材を使用することですが、この具材には対応アレルギーが含まれることはありますか。（アレルギー食専用調理室での炊飯設備の確認です）	既存の変わりご飯の具に乳・卵の混入はありません。開業当初は予定していませんが、わかめご飯の具のわかめは、えび・かにの生息地域で採取していますと注意書きがあります。また、ドライミックスカレーの製造工場及び山菜おこわの製造工場では、乳成分・卵のコンタミネーションはありますと記載されています。
31	要求水準書（案）P.59	現行施設で使用している配送・回収車両は何トン車を何台でしょうか。 また、予備車両も用意されているのでしょうか。	3トン車9台、予備1台です。（計10台）
32	要求水準書（案）P.59	現行の配送・回収車両の配送従事者は運転従事者の他、サポート要員も乗車しているのでしょうか。また、乗車していない場合、乗車の必要はあるとお考えでしょうか。	乗車していません。基本的には不要と考えています。
33	添付資料 2-5	第1工区の地目は田、畑等が混在していますが、農地転用の手続きは市で行うものと考えてよろしいでしょうか。（地目変更の手続きは事業者負担）	市が手続きします。
34	添付資料 8-5	白米や炊き込みご飯など、主食の重量をご教授願います。	小学1～3年生：70 g 小学4～6年生：85 g 中学生：105 g 赤飯や山菜おこわ、ドライカレーについては、量を変えています。
35	実施方針に関する 質問・意見に対する回答 No.12	「検収業務の主体は事業者であり、市は業務補助」とありますが、貴市が実施される検収業務の補助とはどのような内容（食材の品質確認、食材軽量、食材運搬、食材の品質に懸念がある場合の確認等）を想定されていますでしょうか。検収業務の貴市の考え方に関してご教授いただけますようお願いします。	検収に立ち会える時間は一緒に確認しますが、検収業務の主体は事業者であり、市は食材の品質に懸念がある場合の対処を行います。また必要に応じてマニュアル等を市にて用意します。
36	実施方針に関する 質問・意見に対する回答 No.22	「用水路の付替え時期は渇水期に実施してください。…」とありますが、渇水期の時期の目安をご教示ください。	概ね11月から翌年4月頃までです。
37	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.1	添付資料の公開が遅くなることにより十分検討できない事象、公開された資料では予測できない事象により、スケジュール遅延、工事費増額が発生した場合のリスク負担の考え方をご教示下さい。	添付資料の公開は募集公告時までには完了する予定です。 後段は質疑回答（事業契約書）No. 4を参照してください。
38	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.5	CADデータの公表時期の目安を教えてください。	1/14に公表しましたのでご確認ください。

No.	参照文書・ページ	質問内容	回答
39	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.23	①追加資料8-3において、最大調理品数が5品のときに必要な回転釜の台数は19台あれば足り るとお見受けしますが、想定献立以外でも同様との認識でよろしいでしょうか。 ・汁物 （小）4台、（小）4台、（中）6台 計14台 ・煮物or炒め物 （小）2台、（中）3台 計5台 合計 19台 ②最大調理品数が5品のとき、炊き込みご飯の具材を加熱する献立が重複することはありますか。	①要望として、 マカロニや厚揚げ等をゆでる作業用に釜があと2釜が必要です。 1 サイクルに和え物室を利用する献立がない場合は、煮物or炒め物用で（小）2台が必要になります。 ②混ぜご飯の具が重複することはありません。
40	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.43	上水道の引込みは、南側道路下に埋設可能と回答いただいておりますが、ガスの引き込み位置につ いて教えてください。（既存施設を避けたルートイメージをお示しいただきたいと思います。）	南側道路下、北側道路下もしくは第2工区内の既存施設の脇を通すこととなる想定であり、事業者の計画に基 づき東京ガスとの協議で決定します。
41	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.44	第2工区に雨水流出抑制施設を設置との考えと理解いたしますが、第1工区施工時、豪雨等によ り多大な量の雨水が工事敷地内に流入した場合、敷地内にて処理しきれなかった雨水についての 処理方法についての考え方をご教示ください。	第1工区内にも施設を設置する雨水流出抑制施設を設置することは可能です。その他、オンサイト貯留施設や 暫定施設を第1工区内に整備してください。工事中には一部の雨水が水路に排水されることも想定されます。
42	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.61	炊き出しを行う場所のイメージを教えてください。 また、炊き出しを行うために施設側で備えるべき最低限の設備について教えてください。（外部電源 100V等）	前段について、センターの設備が使用できる場合はセンター内で調理して配送、できない場合はセンターの駐車 場や隣接するくまびあ敷地内を使用するなど、災害の状況や市からの要請に応じて可能な範囲で対応する想定 です。後段について、都市ガス供給時での炊き出しを想定しており、事務室と最低限エリアへの電力供給されるよ うに提案ください。
43	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.62	ZEB Ready以上の認証を取得とありますが、一般エリアでの限定した場合は、認証取得が困難 となった場合については、ZEB Ready以上相当の機能を整備し、認証の取得は不要と考えてよろ しいでしょうか。	一般エリアでの取り組みにより認証取得している先行事例を踏まえた要求水準としています。したがって、御質問 のケースに関しては、本件において認証取得が困難となる根拠を詳細に示していただくことになると考えます。その 内容が合理的であれば、お考えのとおりです。
44	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.81	見学バス（大型バス）の本センターへの寄り付きを想定しているようですが、第1、2工区内に車 寄せスペースが必要となりますでしょうか。	見学時は玄関付近で児童を降ろし、第3工区にバスを駐車する想定のため、第1・2工区内に乗降できるスパー スが必要です。
45	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.82	第3工区での排水処理施設と駐車場の撤去工事、境界部分のフェンス更新、アスファルト舗装と 駐車場のライン引きが事業対象とありますが、具体的な舗装仕様および舗装範囲、雨水排水施 設の必要性、フェンスやゲートの仕様および範囲、照明設備の必要性、駐車場の台数、車止めの 必要性について詳細をご教示ください。	舗装範囲は全面で、一般的な駐車場の舗装の仕様ですが大型バスが乗り入れることを考慮してください。フェン スは高さ1.5mのメッシュフェンス、門扉はフェンス仕様に合わせた門扉、雨水排水に関しては現状の施設を使用 （費用は見込んでいない）、照明設備は更新、駐車場の台数は提案に委ねます。車止めは不要です。
46	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.82	第3工区について、更新するフェンスの高さ、アスファルトの仕様、駐車場の台数（ライン引き）、 門扉の有無、雨水排水施設についての考え方（排水溝により敷地外へ放流、雨水貯留槽の要 否）等について、お示しいただけますでしょうか。	舗装範囲は全面で、一般的な駐車場の舗装の仕様ですが、大型バスが乗り入れることを考慮してください。フェ ンスは高さ1.5mのメッシュフェンス、門扉はフェンス仕様に合わせた門扉、雨水排水に関しては現状の施設を使 用（費用は見込んでいない）、照明設備は更新、駐車場の台数は提案に委ねます。車止めは不要です。
47	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.96	本計画に関して大里用水土地改良区と事前に相談、打合せをされていまして相談内容を開示 いただけますでしょうか。また、水路の協議が本事業に含まれておりますが、市の想定されている水路 の協議スケジュール、設計スケジュール、建設スケジュールをご教示ください。事業者にて工程管理 が出来ない範囲で、水路の協議が長期化した場合のリスクについては、契約工期変更含めて協議 させていただけると考えてよろしいでしょうか。	水路の付け替えが可能という点については、昨年12月に合意しています。ただし、技術面での合意はまだであり、 本年3月に水路部分の測量成果を踏まえ、基本的な方針を市側で大里用水と調整する予定です。 優先交渉権者決定後に、事業者が付け替え水路の基本設計を踏まえ水路管理者と協議し、協議が整いまし たら詳細設計と工事を行い、令和8年度の渇水期に水路の切替を行う想定です。

No.	参照文書・ページ	質問内容	回答
48	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.109	第2工区工事の際に整備することになる雨水流出抑制施設（地下浸透式）の未整備中に新給食センター運用中の第1工区の雨水処理の考え方を教えてください。	回答No.41を参照してください。
49	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.109	雨水流出抑制施設の配置は第2工区に設置する想定となっていますが、検討次第で第1工区、第2工区にそれぞれ雨水流出抑制施設を配置することは可能でしょうか。	可能ですが、第2工区の面積相当分に対する雨水流出抑制施設は、第2工区内に配置してください。
50	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.131	根菜類は下処理後、釜分けした上で冷蔵庫保管との回答ですが、この冷蔵庫の位置について確認させてください。	下処理室と上処理室の間のパススルー冷蔵庫です。
51	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.131	質疑回答で「b.について①肉・魚冷蔵庫②その他冷蔵庫③根菜処理済み冷蔵庫に修正します」との記載がありますが、要求水準書(案)に記載のあった卵冷蔵庫は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.142・156	本施設での給食調理の特徴である手作り調理を行うためには、施設を効率的かつ柔軟に計画・活用することが重要と考えております。上処理室及び和え物準備室についてコーナーでの設置は不可とのことですが、諸室分けを行うことにより各作業が分断されることや、スペースでの設置以上に面積が必要になります。衛生面から諸室分けを行うことが有益なことも十分理解はしておりますが、手作り調理も含めてトータルとして安全・安心でおいしい給食を調理するためにスペースでの設置を再度ご検討いただくことはできますでしょうか。	ご意見を受け入れ、和え物準備室についてはコーナーでの設置は可とします。ただし、上処理室についてはコーナーでの設置は不可です。
53	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.149・151	質疑回答において、手作り準備室の「コーナー化不可」と「100m2以上必須」の回答でしたが、今迄の実績から必要ないと考えておりますが、想定されている機器の内容をご教示ください。 また、仮に事業者がその機器能力を満たし、機器が必要無いと考えた場合は部屋を100m2以上でなくてもよろしいでしょうか。	ミキサー、成型機、作業台の設置を想定しています。機器を置くことができるだけでなく、十分な作業スペースを確保したいと考えています。
54	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.173	No.173の回答として、汁物・主菜・副菜の3種を一つのランチジャーとして、学校へ配送するとの回答がありましたが、ご飯を含んだ4種ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。主食を含めて4種を運搬する予定です。
55	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.177	非汚染作業区域で使用した器具・カート類について、洗浄室を活用することを不可とありますが、学校給食衛生管理基準の別添の学校給食施設の区分において、洗浄室は洗浄・消毒後（午前中）は非汚染作業区域に該当します。 本事業は限られた面積のなかでの建設となるため、非汚染作業区域の移動台やカート類は洗浄室内のコンテナ洗浄機で洗浄することで、効率的な運営と面積の有効活用が可能となります。 他の学校給食施設においても、午前中、非汚染作業区域の器具やカート類は洗浄室で処理することが一般的なこともあり、回答を緩和していただけないでしょうか。	非汚染作業区域で使用した器具・カート類について、洗浄室を活用することを可とします。
56	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.213	見学通路の機能を、研修室内に単独で設けた場合、体験用回転釜は研修室内に設けることは可能でしょうか。	可能です。
57	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.228	質疑回答で、「すべての冷凍庫・冷蔵庫について、外装の主要部分及び内装はステンレス製とし、」とありますが、プレハブ式冷蔵庫、プレハブ式冷凍庫はカラー鋼板の使用を認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	参照文書・ページ	質問内容	回答
58	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.301	「脱水等処理後の残滓回収・処理は市の負担」と回答をいただきましたが、油・不燃物・段ボールなども同様でしょうか。	お見込みのとおりです。今後公表する資料17を参照してください。
59	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.312	食材の一部の下処理（洗い・皮むき・計量）について、ご承認いただけるのはどのような場合でしょうか（手作り献立のある日等）。また、前日下処理を行うにあたり保存方法を含めて食材の流れの想定もお教えいただけますでしょうか。	根菜類については、手作り調理など手間のかかる献立の日だけでなく、日常的に前日下処理をしますが、種類によって作業の仕方は違います。例えば、じゃが芋は前日納品ですが当日処理です。大根は前日納品後、廃棄部は除き、洗浄・計量はしますが、料理によっては当日6つ切りにしたり、全皮むきなどを行います。またごぼうは洗いごぼうを当日納品、当日処理します。 基本的な流れは洗い→廃棄箇所の処理→計量後、冷蔵庫です。
60	要求水準（案）に関する 質問・意見に対する回答 No.317	乳・卵、各専用で使い分けるとありますが、アレルギー調理室にアレルゲンを持込む想定でしょうか。	持ち込みません。
61	基本協定書（案） P.4	第6条8項、9項について、「責めに帰すべき事由がある者及び構成企業・・・連帯して負うものとする。」と記載がございますが、協力企業は帰責性を有する企業のみが連帯する一方で、構成企業は帰責性の有無に関わらず連帯する建付けと読み取れます。構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は構成企業についても連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け（帰責性を有するものが連帯して負担等）としていただきますようお願いいたします。	質疑回答（基本協定書）No.2を参照してください。
62	事業契約書（案） P.8	履行保証保険契約ですが、通常施設整備費（サービス購入料A及びBの合計額）の中には、開業関連費（SPC設立費用、SPC運営費用、弁護士費用、金融費用等）も含まれ、本来設計・建設の履行に含まれない部分まで含まれます。履行保証の金額はサービス購入料A・Bの合計ではなく、施設整備にかかる費用（設計、建設、調理設備企業の見積額）としていただけませんでしょうか。	ご意見を承りました。
63	事業契約書（案） P.31	事業終了時の承継スケジュールについて、●ヶ月前と具体的に明記されているが、事業者提案で変更することは可能でしょうか。	可能です。
64	事業契約書（案） P.52	本事業は事業期間15年であるため、基準金利は15年ものの基準金利の採用をお願いします。基準金利の見直しが発生した場合、CFの見直しや確認等、事業者および行政サイドでも事務負担が発生いたします。また、事業期間と一致しなければ、基準金利変更時が金利上昇時期となった場合に、行政サイドが金利リスクを負うことになると思われます。	質疑回答（事業契約書）No.21を参照してください。
65	事業契約書（案） P.53	サービス対価B（割賦払い）の基準金利について、「TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 TIBOR ベース10年物（円－円）金利スワップレート（基準日午後3時）」と記載がございますが、維持管理・運営期間は約15年間のため、ベース15年物の基準金利に変更いただきますようご検討お願い致します。	質疑回答（事業契約書）No.21を参照してください。

No.	参照文書・ページ	質問内容	回答
66	事業契約書（案） P.53	平成30年度税制改正において、長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準の適用が廃止されたことに伴い、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る消費税及び地方消費税は、施設引渡し時にその全額（延払い部分を含む）をSPCの会計に計上し、消費税を一括して申告・納付する必要があります。よって、延払いとなる割賦元本部分に係る消費税及び地方消費税相当額は、引渡し時に、その総額をお支払い頂きますようご検討お願い致します。	質疑回答（事業契約書）No.22を参照してください。
67	事業契約書（案） P.53	基準金利は、「TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 TIBOR ベース10年物（円－円）金利スワップレート」とありますが、当該金利指標は現在廃止されているため、基準金利については「TONATSR」ベースを採用いただけないでしょうか。	質疑回答（事業契約書）No.21を参照してください。
68	事業契約書（案） P.58	近年の物価上昇の状況等を鑑み、物価変動に伴うサービス対価B（割賦支払）の改定方法のうち、比較対象とする指標値については「契約締結日の属する月の指標値と本施設の着工日の属する月の指標値を比較」するのではなく、「提案書提出日の属する月の指標値と本施設の着工日と属する月の指標値を比較」することとしていただけないでしょうか。	質疑回答（事業契約書）No.30を参照してください。
69	事業契約書（案） P.59	サービス対価Fの改定に用いる毎月勤労統計賃金指数について、確報値を用いると理解してよろしいでしょうか。また、この指標は5年おきに基準年が改定されますが、同一基準年の指標で計算いただくようお願いいたします。	ご意見を承りました。 埼玉県 lowest賃金を使用することも代替案として検討します。
70	その他	現行施設でお困りになっていることがございましたら、ご教示頂きたいお願い致します。	野菜の下処理に関して、レーンが不足している点、洗浄作業が大変であるという意見がありました。
71	その他	現行施設の従事者は午前何名（常勤○名、非常勤○名）午後何名（常勤○名、非常勤○名）でしょうか。＊常勤＝有資格者。非常勤＝パート社員。	委託会社の従業員のみの人数 午前 常勤42名 非常勤36名 午後 常勤42名 非常勤39名
72	その他	提案書の様式数について、事業者側・審査員側双方の負担を軽減できるよう、適度にコンパクトとなるよう配慮いただけると幸いです。	ご意見を承りました。